

○ 政策目標 7-1：政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保

### 1. 政策目標の内容

政策金融は、金融という資金供給の手法によって、特定の政策目的を達成する政策実現手段であり、税制、補助金等と同様に財政政策の一環として政策的な資源配分機能を果たしています。政策金融の機能が的確に発揮されるためには、その担い手である政府関係金融機関等が適正かつ効率的に運営されていることが重要です。今後も、政府関係金融機関等が経済動向を踏まえつつ、必要なニーズに対し、質・量ともに的確な対応を行うことができるよう、民業補完の観点から不断の業務の見直しを行います。

また、政府関係金融機関等の財務の健全性及び適正な業務運営を確保するため、主務省として、金融庁や関係省庁と連携しつつ、効果的、効率的な検査等を行います。

(参考) 政府関係金融機関等とその役割

○ 財務省所管の政府関係金融機関等

(1) 株式会社日本政策金融公庫

国民一般、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援するための金融及び内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害について、主務大臣による危機認定がなされた場合、「指定金融機関」に対する信用供与を行う政府関係金融機関。

(注) 「指定金融機関」は、申請により指定され、危機対応業務として、事業者に対する必要な資金の貸付け等を行う。株式会社日本政策投資銀行及び株式会社商工組合中央金庫は、法律上、「指定金融機関」とみなされている。

(2) 株式会社国際協力銀行

重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、産業の国際競争力の維持及び向上を図り、並びに地球環境の保全を目的とする海外事業を促進し、国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処に必要な金融を行う政府関係金融機関。

(3) 沖縄振興開発金融公庫

沖縄における産業の開発を促進するなど、沖縄の経済の振興と社会の開発に貢献するための資金供給を行う政府関係金融機関。

(4) 株式会社日本政策投資銀行

長期の事業資金を必要とする者に対する資金供給の円滑化及び金融機能の高度化に寄与することを目的とした機関。

(5) 株式会社商工組合中央金庫

中小企業等協同組合その他主として中小規模の事業者を構成員とする団体及びその構成員に対する金融の円滑化を図ることを目的とした機関。

○ 財務省所管の政府関係金融機関類似の金融業務

財務省所管の政府関係金融機関類似の金融業務を行う独立行政法人については、中小企業基盤整備機構、情報通信研究機構、農林漁業信用基金、奄美群島振興開発基金、住宅金融支援機構及び国際協力機構があります。これらの法人の業務の実績に関する評価については、財務省ホームページ ([http://www.mof.go.jp/about\\_mof/agency/doppo/index.htm](http://www.mof.go.jp/about_mof/agency/doppo/index.htm)) を参照。

## 2. 関連する内閣の基本的な方針

- 「日本再興戦略2016」（平成28年6月2日閣議決定）
- 「まち・ひと・しごと創生基本方針2016」（平成28年6月2日閣議決定）
- 「経済財政運営と改革の基本方針2016」（平成28年6月2日閣議決定）
- 「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2016改訂版）」（平成28年12月22日閣議決定）
- 「未来への投資を実現する経済対策」（平成28年8月2日閣議決定）

## 3. 当該政策目標に係る施策

政7-1-1 政府関係金融機関等の経済・金融情勢等に応じた適切な対応の確保

政7-1-2 政府関係金融機関等の財務の健全性及び適正な業務運営の確保

## 4. 目標達成のための取組

### (1) **政7-1-1**：政府関係金融機関等の経済・金融情勢等に応じた適切な対応の確保

#### ① 政7-1-1の取組内容

政府関係金融機関等は国の政策金融の担い手として、経済・金融情勢等に即応して迅速・的確な対応を行うことが必要です。

平成28年度においては、「日本再興戦略2016」、「未来への投資を実現する経済対策」等を受けて、現下の経済情勢等を踏まえ、経済の好循環を確立するためには、中小企業・小規模事業者の活力を引き出していく必要があることから、日本政策金融公庫における、

- 1 経営力の向上に取り組む中小企業等に対する資金繰り支援、
- 2 中小企業等の資金調達の円滑化を図るため、借入金に係る信用保証契約の更新（借換保証）等に適切に対応するための財務基盤の強化、

などの措置を講じたところです。平成29年度においても、創業支援など中小企業・小規模事業者への金融支援等を行うとともに、目利き力を發揮し、単なる業績悪化企業の延命措置を行うものではなく、経営改善に積極的に取り組む中小企業等に支援できるよう努めています。

また、平成27年5月に改正された「株式会社日本政策投資銀行法」では、地域経済の活性化や企業の競争力強化等に貢献する成長資金の供給を促進するため、日本政策投資銀行に、成長資金（資本性資金（用語集参照）等）を時限的・集中的に供給する新たな投資の仕組みが創設され、また、「日本再興戦略2016」や「経済財政運営と改革の基本方針2016」等において、民間からの成長資金の供給を促すため、政府系金融機関等を積極的に活用するとされていることを踏まえ、平成28年度においては、日本政策投資銀行における特定投資業務を通じ、積極的に成長資金の供給を促進してきたところです。

平成29年度においても、より一層、地域経済の活性化や企業の競争力強化等に貢献する成長資金の供給を図っていきます。

そのほか、「経済財政運営と改革の基本方針2016」等も踏まえ、東日本大震災及び

平成28年（2016年）熊本地震からの復興に貢献するよう、危機対応業務として、日本政策金融公庫からのリスク補完措置等を受け、指定金融機関（日本政策投資銀行・商工組合中央金庫）が円滑な資金供給を実施しています。加えて、日本政策金融公庫では、

- 1 東日本大震災によって影響を受けた中小企業者の資金繰り支援策として、平成23年度に創設した「東日本大震災復興特別貸付」の継続や東日本大震災復興緊急保証の適用期限の延長、
- 2 被災地域における雇用拡大及び創業等に係る融資について、貸付利率の引下げの実施

などの措置を講じているところであります、平成29年度においても「平成28年度以降の復旧・復興事業について」（平成27年6月24日復興推進会議決定）を踏まえ、復興事業の出口を見据えつつ、引き続き被災企業の資金繰りの円滑化を図っていきます。また、平成28年（2016年）熊本地震については、「平成28年熊本地震特別貸付」の創設や信用保証協会が通常の保証とは別枠で借入額の100%を保証する「セーフティネット保証第4号」を九州各県（沖縄県を除く）に適用するなどの措置を講じております、被災企業の資金繰りを支援していきます。

（参考）株式会社国際協力銀行が行う業務については、政策目標6-2（施策6-2-2）で記載。

## ② 政7-1-1に係る測定指標

### ○[主要]《定性的》測定指標政7-1-1-B-1

（中小企業・小規模事業者への金融支援等を通じた資金繰りの円滑化）

経済の好循環を確立するためには、中小企業・小規模事業者の活力を引き出していく必要があることから、生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者への金融支援等を通じた資金繰りの円滑化を指標とします。

### ○[主要]《定性的》測定指標政7-1-1-B-2

（地域経済の活性化や企業の競争力強化等に貢献する成長資金の供給の強化）

地域経済の活性化や企業の競争力強化等のためには、民間金融機関の資金供給に対する呼び水効果を發揮しつつ、企業間連携や休眠技術の活用などの企業の成長に向けた積極的な取組みを支援する必要があるため、日本政策投資銀行が成長資金（資本性資金等）の供給を強化することを指標とします。

## ③ 政7-1-1に係る参考指標

- 参考指標1 「政府関係金融機関の出融資計画額（補正後）の推移」
- 参考指標2 「政府関係金融機関の融資実績・残高の推移」
- 参考指標3 「政府関係金融機関の金利の推移」
- 参考指標4 「政府関係金融機関の平均貸付期間（新規貸出し）」

(2) **政7-1-2**：政府関係金融機関等の財務の健全性及び適正な業務運営の確保

① 政7-1-2の取組内容

政策金融の機能が的確に発揮され、その政策目的が実現されるためには、政府関係金融機関等において、財務の健全性及び適正な業務運営が確保されていることが重要です。

そのため、主務大臣において、業務の状況等について報告を求め、また、検査を的確に実施することにより、各機関の財務状況や業務運営の適切性を正確に把握し、必要かつ適切な監督を行います。

政府関係金融機関等に対する検査の実施に当たっては、財務の健全性及び透明性の確保を一層推進する観点から、民間金融機関を検査している金融庁のノウハウや専門性を活用するため、平成15年度からリスク管理分野に関する検査を金融庁に委任しています。

主務省としては、金融庁をはじめ関係省庁と緊密に連携しつつ、

- 1 政策目的の実現及び適正な業務運営の確保という観点から、各機関の法令等遵守態勢に関し、引き続き効果的・効率的な検査を行うとともに、
- 2 上記リスク管理分野及び法令等遵守態勢に関する検査結果も踏まえて、各機関の財務の健全性の確保や業務運営体制の改善を図ります。

なお、政府関係金融機関等においても、不良債権などの開示について、リスク管理債権を公表するとともに、財務諸表等において、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）に基づく開示債権を公表するなど、その充実に取り組んでおり、引き続き適切な開示を行うことが重要です。

さらに、政府関係金融機関等に対する検査に当たっては、問題の本質的な改善につながる深度ある原因分析・解明に努めるとともに、指摘根拠の明示や改善を求めるべき事項の明確化を図ります。

② 政7-1-2に係る測定指標

○[主要]《定性的》測定指標政7-1-2-B-1

(政府関係金融機関等に対する検査の的確な実施)

適正な業務運営の確保及び法令等遵守態勢の整備・確立の観点から、「平成29 検査事務年度検査基本方針」及び「基本計画」に従い、深度ある検証を行うため、政府関係金融機関等に対する検査の的確な実施を指標とします。

③ 政7-1-2に係る参考指標

- 参考指標1 「政府関係金融機関への検査実績件数」
- 参考指標2 「政府関係金融機関の財務諸表等の主要な計数」
- 参考指標3 「政府関係金融機関の延滞率の推移」